

令和元年(ワ)第33338号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その6)(被告ら共通)

2020(令和2)年8月16日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

この準備書面(その6)では、訴状に記した請求の趣旨の1(喫煙ルーム廃止請求)に関連する、以下の2項目について記します。

1. 原告が【乙2~4号証】に関して認否を留保していた項目への回答などについて
2. 被告らへの求釈明(未回答の項目の再掲と、回答の催促)
3. 原告の意見

1. 原告が【乙2～4号証】に関して認否を留保していた項目への回答などについて原告は、本年7月13日付「準備書面(その4)」の7頁の7～9行目に、
「原告は、【乙2～4号証】のうち、上に列挙した、証拠として採用しないよう求めた項目以外の記載内容については、事実関係の確認に実車調査が必要な部分が含まれているため、本年8月中旬頃まで認否を留保する」

と記しました。

この実車調査の結果を【甲41号証】として提出します。

結論を先に記しますと、被告らが【乙2～4号証】の、

- ・【乙2号証】の4～5頁「第2 喫煙ルームの標識について」
- ・【乙3号証】の3～4頁「第2 喫煙ルームの標識について」
- ・【乙4号証】の5～6頁「第2 喫煙ルームの標識について」

の各項目で示した、喫煙ルームでの掲示内容について、誤りは無く事実であることを確認しました。

したがって、掲示内容については争いません。

但し、原告は、これらの掲示をもって、被告らが受動喫煙の防止に努めていると認めることはできません。

その理由は、「準備書面(その4)」の5頁の下から7～5行目(脚注部分は数えません。以下同じ)に記したとおり、喫煙を終えた乗客に対して喫煙ルームからゆっくりと(具体的には秒速0.2m以下の速度で)退出するよう促す掲示物が、何一つ見つからなかったからです。

つまり被告らが、原告が【甲37号証】として示した「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」と題する厚生労働省通知の15頁に記載されている、

「喫煙専用室からの入退出時はたばこの煙が漏れやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること(を喫煙室の利用者に周知することが望ましい)」

旨を遵守していない「不作為の事実」があることを確認したからです。

但し、仮に被告らが、今から上掲の「ゆっくり入退出」を求める掲示を追加掲出したとしても、それが喫煙ルームからのタバコ煙の漏れに起因する受動喫煙を防止する効果が期待できないことは、「準備書面(その4)」の5頁の下から10～8行目に記したとおり、明らかです。

例えば、明治時代に栃木県の渡良瀬川流域で発生した「足尾鉍毒事件」を思い出せば、根本的な解決策として必要だったのは、下流域での浄水・治水作業ではなく、上流域から鉍毒を流出させないことだったはずです。

これと同じで、新幹線の列車内で、三次喫煙を含むあらゆる形態の受動喫煙を発生させないようにするためには、列車内の空気の汚染源である喫煙ルームを全廃する以外に最善かつ根本的な解決方法が無いことは、【甲1号証】などに収録している科学的データからも明らかです。

また喫煙ルームを全廃しない限り、被告らが、新幹線の利用者に対して、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に「努めている」と客観的に認めることはできないことも、明らかです。

よって原告は、裁判所に対し、新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を被告らに命じる判決を出すことを求めます。

また被告らに対しては、裁判所が判決を出すのを待つことなく、新幹線列車内の喫煙ルームを全廃することを、すみやかに社会全体に向けて公表することも、合わせて求めます。

2. 被告らへの求釈明（未回答の項目の再掲と、回答の催促）

原告は、これまでに提出した準備書面で、被告らに対して複数の求釈明を行っていますが、本日現在、そのどれ1つとして、被告らからの回答を受け取っていません。

念のため、原告がこれまでに行った求釈明の要旨を以下に再掲しますので、被告らは、すみやかに回答願います。

求釈明の内容の詳細は、それぞれの元の準備書面を参照願います。

(1) 2020(令和2)年2月14日付準備書面（「その1」に相当）に記載分

被告らが、今後も新幹線列車内に喫煙ルームを存置し続けても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に係る努力義務を定めた健康増進法第25条には違反しないと考える理由について

(2) 2020(令和2)年3月23日付準備書面（「その2」に相当）に記載分

在来線では夜行寝台列車を除く全列車で完全禁煙を実施している一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線だけは喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくとも、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている（健康増進法第25条に違反していない）と言えるのか、その医学的・科学的な合理性について

2020(令和2)年7月13日付準備書面（その4）で回答を催促していますが未回答

(3) 2020(令和2)年7月13日付準備書面（その4）に記載分

「加圧」なる用語の意味について

なお、もしも被告らが、これらの求釈明の一部または全部について、反駁できるだけの十分な科学的根拠・証拠を示すことができず、原告の主張を科学的な事実として認めるといふのであれば、いたずらに回答ひいては訴訟を引き延ばす遅延行為を行わず、反駁できない旨の回答をすみやかに提出するよう求めます。

また裁判所に対しては、上に記した求釈明に係る回答期限を設定し、被告らが当該期限までに回答を提出しなかった場合には、被告らが本件訴訟に係る原告の主張をすべて正当だと認めたものと見なし、被告らに新幹線列車内の喫煙ルームの全廃を命じる判決を出すよう、合わせて求めます。

3. 原告の意見

原告が【甲40号証】で指摘したとおり、被告らは、編成内に喫煙ルームを設置した列車では「喫煙ルーム付近席」を設定しています。

もしも被告らが、喫煙する旅客に対して、

「列車内の喫煙ルームを利用する場合は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください。

それ以外の席をご利用の場合は、列車内での喫煙はご遠慮ください。」

旨の周知を行っていれば、本件提訴の発端となった、2019(令和2)年8月6日の「のぞみ138号」での三次喫煙に起因するトラブルは、未然に回避できた可能性があります。

しかし現実には【甲42～48号証】からわかるとおり、被告らは、このような周知を一切行っていません。

その結果、喫煙者が、受動喫煙を望まない非喫煙客も乗車している一般の禁煙席に乗車し、そこで喫煙者が非喫煙者に対して理不尽な三次喫煙の強要＝「煙の暴力」を発生させ放題という問題を、引き起こしてしまっているわけです。

このような現状は、受動喫煙を発生させるといふ本質において、喫煙者が禁煙車（席）

で喫煙する（のを被告らが容認している）ことと、何ら変わるところがありません。

被告らが、原告が【甲1号証】などとして示した禁煙推進学術ネットワーク発出の再三の要望書を踏まえてもなお、このような現状を何も変えないままにしている現状こそ、被告らが（健康増進法で定める）受動喫煙の防止に「努めない」違法な不作為の事実があることの動かぬ証拠であり、原告は被告らの怠慢を厳しく糾弾せざるを得ません。

また仮に被告らが、今から「列車内の喫煙ルームを利用する場合は『喫煙ルーム付近席』をご利用ください」旨の周知を始めたとしても、「喫煙ルーム付近席」に近接した禁煙席や喫煙者が喫煙ルームでの喫煙を終えて自席へ戻る際の通路付近などで三次喫煙が発生してしまうのを防ぐ術が無いことは、【甲1号証】などに掲載したデータから明らかです。

喫煙ルームを全廃しない限り、列車内での（三次喫煙を含む）受動喫煙を根絶できないことは、【甲1号証】などに掲載したデータによって、既に科学的に証明されています。

よって原告は、裁判所に対して、すみやかに、上に記した「違法な不作為」の差し止め＝喫煙ルームの全廃を被告らに命じる判決を出すよう、重ねて求めます。

以上